

この業務で働く皆様へ

この工事・業務には、
豊川市公契約条例に基づく豊川市独自の

【労働報酬下限額】（賃金下限額）

が定められています。

“あなたの賃金を確認してください。”

賃金が裏面の【労働報酬下限額】より低くないか確認してください。

もし、あなたの賃金が【労働報酬下限額】を下回って
いたら申し出てください。（*申し出をしたことを理由
に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

※ 申し出をした労働者に対して、事業者が解雇・契約の解除等の不利益な
取り扱いをすることは条例で禁止しています。

申出先

豊川市総務部契約検査課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
(TEL) 0533-89-2178
(FAX) 0533-89-2163

◆◆豊川市公契約条例の詳細は、
豊川市ホームページをご確認ください。◆◆



『令和8年度労働報酬下限額』

(令和8年4月1日現在)

1 工事請負契約

労働報酬下限額(抜粋)

単位:円

職種	時間給 (1時間)	日額 (8時間)	職種	時間給 (1時間)	日額 (8時間)
特殊作業員	2,980	23,840	大工	3,400	27,200
普通作業員	2,520	20,160	左官	3,110	24,880
軽作業員	1,940	15,520	配管工	2,770	22,160
法面工	3,460	27,680	はつり工	3,080	24,640
とび工	3,240	25,920	防水工	3,170	25,360
ブロック工	3,530	28,240	板金工	3,320	26,560
電工	2,820	22,560	タイル工	2,878	23,024
鉄筋工	3,100	24,800	サッシ工	3,330	26,640
鉄骨工	3,060	24,480	内装工	3,630	29,040
塗装工	3,360	26,880	ガラス工	3,130	25,040
溶接工	3,490	27,920	ダクト工	2,760	22,080
運転手(特殊)	3,060	24,480	保温工	3,180	25,440
土木一般世話役	3,130	25,040	交通誘導警備員A	2,240	17,920
型わく工	3,440	27,520	交通誘導警備員B	1,780	14,240

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者(給与と年金の1月あたりの合計額が支給停止調整額を超えないように賃金等を調整している者)や労働者の合意のもと、見習い(建設業の経験が1年未満)、手元等と使用者が判断する者については、1,158円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額 1,158円(1時間当たり)